

賃金助成・OJT実施助成の内訳（一般型訓練・政策課題対応型訓練・ものづくり人材育成訓練（企業単独型訓練））

1 年間計画番号	2 助成区分 (該当するものに○を付けてください)	① 一般型訓練	3 東日本大震災復興対策による特例措置利用の有無 (該当するものに○を付けてください)	ア 有	イ 無
		② 政策課題対応型訓練			
		ア 若年人材育成コース			
		イ 成長分野等人材育成コース			
		ウ グローバル人材育成コース			
		エ 熟練技能育成・承継コース			
		オ 認定実習併用職業訓練コース			
		カ 自発的職業能力開発コース			
		キ 育休中・復職後等能力アップコース			
		ク 中長期的キャリア形成コース			
		③ ものづくり人材育成訓練（企業単独型訓練）			
4 訓練コースの名称					
5 助成対象労働者 ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	6 OFF-JTの賃金助成対象時間数 (注1)	7 OJTの実施助成対象時間数 ※1 認定実習併用職業訓練コース又はものづくり人材育成訓練（企業単独型訓練）のみ記載 ※2 680時間を超える場合は680時間	5 助成対象労働者 ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	6 OFF-JTの賃金助成対象時間数 (注1)	7 OJTの実施助成対象時間数 ※1 認定実習併用職業訓練コース又はものづくり人材育成訓練（企業単独型訓練）のみ記載 ※2 680時間を超える場合は680時間
時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—
— —	— —	— —	— —	— —	—

8 OFF-JTの賃金助成対象時間数の合計

6欄の合計

時間 分 × 1人1時間あたりの助成単価

□ 800円
政策課題対応型訓練(中小企業)
ものづくり人材育成訓練(企業単独型訓練)(中小企業)
被災地特例措置
□ 400円
一般型訓練(中小企業)
政策課題対応型訓練(大企業)
ものづくり人材育成訓練(企業単独型訓練)(大企業)

= 賃金助成額 □ 円
(100円未満は切り捨て)

9 認定実習併用職業訓練コースにおけるOJTの実施助成対象時間数の合計

7欄の合計

時間 分 × 1人1時間あたりの助成単価600円 = 実施助成額 □ 円
※1人1コースあたり680時間、40万8千円が限度
(100円未満は切り捨て)

10 ものづくり人材育成訓練（企業単独型訓練）におけるOJTの実施助成対象時間数の合計

7欄の合計

時間 分 × 1人1時間あたりの助成単価

□ 700円(中小企業)
□ 400円(大企業)

= 実施助成額 □ 円
※(中小企業) 1人1コースあたり680時間、47万6千円が限度
※(大企業) 1人1コースあたり680時間、27万2千円が限度
(100円未満は切り捨て)

注1 1人1コースあたり1,200時間が限度です。ただし、認定職業訓練、自発的職業能力開発で学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は能開法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校を受ける場合、又は、中長期的キャリア形成コースの専門実践教育訓練を受ける場合は1,600時間が限度となります。

様式6号【賃金助成の内訳】(裏面)

提出上の注意

この様式は、賃金助成額及びOJT実施助成額(認定実習併用職業訓練コース又はものづくり人材育成訓練(企業単独型訓練)の算定をする場合の様式となっております。
中長期的キャリア形成コースのうち通信制の訓練を含む専門実践教育訓練について、スクーリングを実施した場合、通信制の訓練の実施状況についてはスクーリングを実施した時間についてのみ提出してください。
なお、育休中・復職後等能力アップコースのうち育児休業中の訓練等又はグローバル人材育成コースのうち海外で訓練等を実施する場合の賃金助成はありませんので、提出不要です。

記入上の注意

- 1 欄は、年間職業能力開発計画(様式3号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 欄は、当該訓練の助成区分として該当するものに「○」を記入してください。
- 3 欄は、東日本大震災復興対策による特例措置の利用の有無について、該当箇所に「○」を記入してください。
- 4 欄は、年間職業能力開発計画(様式3号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 5 欄は、助成対象者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 6 欄は、助成対象者ごとの助成対象となるOFF-JTの賃金助成の対象となる時間数(様式8号のOFF-JT実施状況報告書の7欄の賃金助成対象時間数)(職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを実施した場合は当該時間を含めること。)を記入してください。
- 7 欄は、認定実習併用職業訓練コース又はものづくり人材育成訓練(企業単独型訓練)の場合に、助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの実施助成対象時間数(様式10号のOJT実施状況報告書の6欄の時間)を記入してください。
- 8 欄は6欄の合計と賃金助成額を記入してください。賃金助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
なお、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となります。ただし、認定職業訓練、自発的職業能力開発で学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は能開法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校を受ける場合、又は、中長期的キャリア形成コースの専門実践教育訓練を受ける場合は1,600時間を限度とします。
- 9 欄は認定実習併用職業訓練コースの場合に、7欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の100円未満は切り捨ててください。
なお、1人1コースあたりのOJT実施助成の助成限度額の上限は40万8千円となります。
- 10 欄はものづくり人材育成訓練(企業単独型訓練)の場合に、7欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
なお、1人1コースあたりのOJT実施助成の助成限度額の上限は、中小企業が47万6千円、大企業が27万2千円となります。

その他

- 1 賃金助成及びOJT実施助成については、所定労働時間内において実施された訓練のみが助成対象となります。そのため、所定労働時間外及び休日に実施した訓練等が含まれる場合には、当該時間は助成の対象にはなりません(所定休日と振替えて実施した場合も当該時間は助成の対象にはなりません)。
- 2 助成対象となる被保険者は、訓練実施計画書の提出時の添付書類である「訓練別の対象者一覧」(様式4-1号)又は「訓練別の対象者一覧(中長期的キャリア形成コース)」(様式4-2号)に記載の被保険者となります。
そのため、「訓練別の対象者一覧」に記載のない者が受講しても助成対象にはなりません。

○ 一般型訓練及び政策課題対応型訓練

【中小企業事業主】

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般型訓練	400円	1/3	
政策課題対応型訓練			
若年人材育成コース	800円	1/2	
成長分野等人材育成コース			
グローバル人材育成コース			
熟練技能育成・承継コース		2/3	600円
認定実習併用職業訓練コース			
自発的職業能力開発コース			
育休中・復職後等能力アップコース			
中長期的キャリア形成コース	1/2		

【大企業事業主】

	OFF-JT			
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)		
政策課題対応型訓練				
若年人材育成コース	400円	1/3		
成長分野等人材育成コース				
グローバル人材育成コース				
熟練技能育成・承継コース		1/2		
育休中・復職後等能力アップコース				
中長期的キャリア形成コース				1/3

○ ものづくり人材育成訓練

【事業主】

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
ものづくり人材育成訓練			
企業単独型訓練	800円 400円<大企業>	2/3 1/2<大企業>	700円 400円<大企業>

○ 特定被災区域に所在する事業主

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般型訓練	800円	1/2	
認定実習併用職業訓練コース	400円<大企業>	1/3<大企業>	600円 600円<大企業>

)

加 入 合
分
分
分
分
分
分
分
分
分
分
分
分
分
分

上

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100